

令和3年6月

逗子市教育委員会定例会

令和3年6月29日

逗子市教育委員会

会 議 録

令和3年6月29日逗子市教育委員会6月定例会を逗子市役所5階第3会議室に招集した。

◎ 出席者

教 育 長	大河内 誠
教育長職務代理者	星 山 麻 木
教 育 委 員	若 林 順 子
教 育 委 員	高 橋 康
教 育 委 員	福 田 幸 男
教 育 部 長	村 松 隆
教 育 部 次 長	佐 藤 多佳子
教育総務課長事務取扱	
学 校 教 育 課 長	杵 山 英 延
学校教育課担当課長	内 田 源一郎
教育総務課担当課長（施設整備担当）	
	橋 本 直 樹
兼学校教育課担当課長（学校給食担当）	
学 校 教 育 課 主 幹	
	伊 達 慎一郎
学校教育係長事務取扱	
社 会 教 育 課 長	桐ヶ谷 正 美
社会教育係長事務取扱	
社 会 教 育 課 主 幹	佐 藤 仁 彦
療育教育総合センター長	
	藤 井 寿 成
こども発達支援センター長事務取扱	
療育教育総合センター主幹	
	奥 村 文 隆
教育研究相談センター所長	
教育部次長（子育て担当）	
	島 貫 宏
子育て支援課長事務取扱	

保 育 課 長 村 上 晴 美
市 民 協 働 部 長 岩 佐 正 朗
市 民 協 働 部 次 長 石 井 聡
市 民 協 働 部 参 事
(文化スポーツ担当) 阿万野 充 代
文化スポーツ課長事務取扱

事務局

教 育 総 務 課 係 長 須 田 純 子
教 育 総 務 課 主 事 吉 井 まどか

◎ 開会時刻 午後 2 時 3 0 分

◎ 閉会時刻 午後 3 時 3 6 分

◎ 会議録署名委員決定 星山委員、福田委員

○大河内教育長

会議に先立ち、傍聴の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、入口に掲示されております注意事項をお守りくださるようお願いいたします。なお、報道関係者以外の録音、写真撮影につきましては、許可しておりませんので、御了承ください。また、教育委員会の議決により、秘密会にすべき事項と思われる案件が出されたときには、退場いただく場合がありますので、御了承ください。

○大河内教育長

定足数に達しておりますので、ただいまから令和3年逗子市教育委員会6月定例会を開会いたします。

それでは会議に入ります。本日の会議日程はお手元に配付したとおりでございます。

会議規則により、本日の会議録署名委員は星山委員、福田委員をお願いいたします。

これより会議日程に入ります。

◎日程第1「4月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

日程第1「4月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、4月定例会会議録は承認いたします。

若林委員、高橋委員は会議録に御署名ください。

◎日程第2「5月定例会会議録の承認について」

○大河内教育長

続きまして日程第2「5月定例会会議録の承認について」を議題といたします。

委員にはお手元の会議録を御覧いただくようお願いいたします。

会議録について御異議ございませんか。

(全員異議なし)

御異議がないようですので、5月定例会会議録は承認いたします。

高橋委員、福田委員は会議録に御署名ください。

◎日程第3「教育長報告事項について」

○大河内教育長

続きまして日程第3「教育長報告事項について」を議題といたします。

○村松教育部長

それでは、私から令和3年市議会第2回定例会の概要について御報告をさせていただきます。

市議会第2回定例会は、6月10日から24日までの15日間を会期として開催されました。今定例会には報告6件、議案7件、陳情1件、諮問1件が上程されました。そのうち、教育委員会に係る案件を中心に御報告いたします。

まず、招集日6月10日の本会議におきまして、会期決定の後、教育委員会補助執行としての事務になりますが、コロナ禍で心身共に困難を抱える低所得のひとり親世帯に、児童1人当たり5万円の臨時特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業を含む令和3年度逗子市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認など2件の議案が即決で可決されました。こちら、いずれも補助執行に係る事務となりますが、低所得の子育て世帯に対し、ひとり親世帯以外の世帯に向けて児童1人当たり5万円の臨時特別給付金を支給する子育て世帯生活支援特別給付金支給事業、また市立保育園の産休・育休保育士の代替として派遣保育士を活用する湘南保育園及び小坪保育園運営事業の補正予算を含みます議案第31号令和3年度逗子市一般会計補正予算（第3号）、その他の議案及び陳情につきましては、各常任委員会等に付託をされ、この日の本会議は終了いたしました。

翌11日は教育民生常任委員会が開催され、議案第31号及び陳情第2号教職員定数改善の推進と義務教育費国庫負担制度の国負担2分の1復元をはかるための2022年度政府予算についての陳情に係る審査のため、教育部関係職員が出席をいたしました。審査終了後の表決におきましては、議案は全会一致で可決承認、なお陳情につきましては賛成少数で不承という結果となっております。

14日には総務常任委員会、15日には基地対策特別委員会が開催をされています。

明けまして22日には本会議が再開をされ、議案第31号、先ほど申し上げました令和3年度逗子市一般会計補正予算（第3号）を含む議案は、いずれも原案が可決承認されております。

その後、一般質問に移行し、まず松本議員からは旧郷土資料館の資料の活用について、匂坂議員からは小・中学校における新型コロナウイルス対策、学校教育、支援教育、ICT教

育について、高野毅議員からは中学校給食、久木小学校の校庭芝生化についての質問がございました。23日には中西議員から小・中学校の新型コロナウイルス対策について、橋爪議員からは小学校給食、小・中学校のICT化について、加藤議員から学校の避難計画と訓練について、菊池議員からは逗子小学校について、また公園について、これは第一運動公園内にあります体験学習施設スマイルについてが、教育部に対しての質問でした。24日には岩室議員からオリンピック・パラリンピックへの対応について、八木野議員から道徳教育について、高谷議員からは学校教育、また保育行政についての質問が行われました。これら一般質問に対しまして、市長、教育長並びに私から答弁をいたしたところでございます。

一般質問の後、追加議案1件が可決、諮問1件が異議ない旨答申をされ、市議会第2回定例会は閉会となっております。

なお、次回市議会第3回定例会は、現在のところ9月6日（月曜日）招集の予定となっております。

以上で報告を終わります。

○大河内教育長

本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

以上で教育長報告事項についてを終わります。

◎日程第4「議案第10号令和4年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針について」

○大河内教育長

続きまして、日程第4「議案第10号令和4年度使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○内田学校教育課担当課長

2022年度（令和4年度）使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針について御説明申し上げます。

まず、現在逗子市立小学校で使用されている教科書は、令和元年度に採択され、令和2年度から使用開始されたものです。小学校の教科用図書につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項により、4年間に同一の教科書を採択することとされているため、令和元年度に採択した教科書を継続して使用することとします。

一方、中学校の教科用図書につきましては、本年度新規に検定に合格した教科書があるた

め、改めて該当種目の全教科書を対象に、再採択をすることとなります。その際、採択のときに逗子市、三浦市及び葉山町による合同調査研究は行わず、昨年度の調査研究資料と、新規に合格した教科用図書の見本本と神奈川県調査研究結果をもとに採択を行うこととします。委員の皆様には、教科用図書の見本本と県の調査研究の結果をもとに審議いただき、7月の定例教育委員会で中学校の歴史分野の教科用図書について決定していただきます。

以上の手順を踏みまして、教科用図書の採択をお願いしたく、2022年度（令和4年度）使用逗子市立小・中学校教科用図書の採択方針を提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○大河内教育長

ただいま担当課長より趣旨説明がございましたが、来月の定例会で決定することになりますが、各委員の皆様から、御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、御質疑、御意見がないようですので、これより表決に入ります。議案第10号については可決することよろしいでしょうか。

（ 全員異議なし ）

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。

以上で日程第4、議案第10号を終わります。

◎日程第5「議案第11号逗子市文化財保護委員会に対する諮問について」

○大河内教育長

続いて、日程第5「議案第11号逗子市文化財保護委員会に対する諮問について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○佐藤社会教育課主幹

議案第11号逗子市文化財保護委員会に対する諮問についてに関し、提案理由を御説明します。

本提案は、池子神明社の神輿について、逗子市指定重要文化財として保存する必要があると思われるため、逗子市文化財保護条例第3条第1項及び同第11条第2項の規定に基づき、文化財保護委員会に諮問するものです。

対象となる文化財について御説明します。お手元の資料「対象物件の概要」を御覧ください。対象物件は、神輿1基。時代や製作者等は箇条に記載したとおりです。

神明社の神輿は、当初は天明8年（1788年）、はやり病で苦しむ村民の救済を祈願して、池子村の領主である鎌倉英勝寺から下賜されたと伝えられますが、現在残っている神輿は天保12年（1841年）に作られたものです。製作は、神輿内部の墨書及び鎌倉市の河内家文書に残されている資料から、鎌倉の建長寺や英勝寺の造営に活躍した大工、河内長左衛門武則の手によるものであることが判明しています。

神輿の構造は、基台部と宮殿部から成り立っておりますが、全体総漆仕上げ、一部は金箔あるいは金泥塗りで、飾り金具を多く用いています。各部分の寸法や計画は、寺社建築の正規な手法で作られていて、小建築でありながら、しっかりした構造手法を見せるなど、正統的な大工棟梁家が造営に直接携わったことを知ることができる貴重な資料です。明治時代に2回の彩色修理、それから平成2年には木部の補修を含めた全体的な塗装修理と飾り金具修理を行っていますが、基本的には伝統的木造建築として維持されておまして、全体に天保12年造営当初の形式をよくとどめています。

以上、この神輿は地域によって長く大切に守り伝えられ、本市の歴史を考察する上で欠くことのできない貴重な資料であることから、市指定重要文化財として保存し、活用を図る必要があると思われるため、ここに文化財保護委員会への諮問を提案するものです。

雑駁ですが、御説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件についての御質疑、御意見はございませんでしょうか。

○若林委員

御説明ありがとうございます。ぱっと図を見ても、とても立派なという感じがするのですが、具体的にどの辺りに価値があるのかというのが、少し分かりますと。御説明お願いします。

○佐藤社会教育課主幹

池子神明社の神輿の具体的な価値でございますが、神輿の内部にある墨書名ですね、それからその製作者によって製作時の型板というものが作られるんですが、その現物が残っているということで、江戸時代に製作した当時のもの、本物であるということが判明すること。それから、製作者が、先ほどもお話ししました正統派の鎌倉大工の棟梁、河内長左衛門であるということが判明すること。そして、神輿のようなこういう小建築というのは、本来大型のお堂などに見られる建築の構造を省略をしたり、あるいは単なる装飾にするなど、外観だけを整える傾向がありますが、この神明社の神輿はしっかりとした建築構造で作られている

ことが貴重な点として挙げられます。

これらの明確な価値づけができる神輿というのは、現時点では神明社の神輿しか分かっておりません。以上です。

○若林委員

ありがとうございました。

○大河内教育長

そのほかございませんか。

では、私のほうからよろしいですか。池小に現職でいたときに、子ども神輿をたしか神明社で作ったのですけれども、そこで話を聞いたときに、この神輿に関わるもの、葵の御紋がかかっているのです。修繕とか維持管理については、それなりのいわゆる指定された業者にしかできないという話を聞いたのですけれども、この神輿についても、これから維持管理していくためには、分かる範囲でいいのですけれども、もうこういう神輿に関しての修繕に関わる業者というのは決まっているのでしょうか。

○佐藤社会教育課主幹

この神輿につきましては、近いところでは平成2年に比較的大きな修理が行われましたが、その修理に携わった大工、それから飾り金物をできるのは飾り師、あと漆を塗るのは塗師、それぞれ専門の職人でございます。必ずしも文化財に係る修繕、修復だけを専門にしていられる方ではございませんが、そういう伝統的な神社仏閣の建築等の造作、修理等に日常的にも携わられている方が基本的には伝統的な技術、技法を大切にして、あと古い部材を大事にしながら、どうしても替えなければいけないところを取り替える、そういうような文化財修復の基本的なやり方に基づいてやっていただいております。今後そういうような修理が発生する場合も同様で、特定の方という意味ではなく、そういう技術、考え方に基づいて修理を行っていただける方をお願いするようなことになると思います。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございました。そのほかございませんか。

○星山委員

お神輿って、割と身近なものなのですけれども、どういうプロセスでこのように逗子の文化財の保護委員会に検討されるようなプロセスになるのかなということをちょっと、これを知り得たきっかけのようなことが分かりましたら教えていただきたいのと、もしこれがですね、重要文化財になったとすると、どのようなよい点があるのですか。例えば、子どもたち

にこういう意味があるんだよということで、手近なところで学べたりするとすばらしいなど思ったものですから、何か教えていただけるとありがたいです。

○佐藤社会教育課主幹

まず、この池子神明社の神輿を今回文化財指定に向けて調査し、検討を進めていこうとなりましたきっかけは、地元の方々からの御相談が一番最初のきっかけではございます。市としましては、いろいろな市民の方々のお話を伺う中で、文化財としての価値に基づいて、その保護措置を決めているものですから、その価値があるかないかを当然調べるわけですが、それに当たってはまずお神輿、なかなかどういうふうになら文化財的な価値づけをすればいいのか、私どもも正直分からないところがありましたので、市内の各神社にどのようなお神輿をお持ちか、その来歴、由緒等お分かりの範囲でお答えいただくよう、簡単な調査といえますかね、照会をかけさせていただきました。その結果、ちょっとまだ御回答をいただけてないところもありますので、悉皆的に調査し尽くしたわけではございませんが、この池子神明社の神輿が由緒もあり、実際に古いものである。市内で今のところ一番古いものであるということがおおむね分かってきたものですから、具体的なさらなる調査をかけて、今回指定に向けた諮問を提案させていただくことになった次第でございます。

今後についてでございますが、もし指定となりましたら、その保存と活用についてどのようにしていくのかという点がございます。まず第一には、やはりこのお神輿でございますので、基本的には神社の信仰に関わるもの、祭神が渡御する際の乗り物、輿ですので、ほかの文化財のような、いわゆる活用、展示による活用というのは、なかなか難しいところはございます。基本的には例祭ですね。毎年7月の半ばに催行されておりますが、そこでお神輿が巡行する際に拝観をするものであることは、それは変わりがございません。ただ、それ以外にも現在保管されている地元の池子区会の方々にも御相談しながら、保管されているのは境内の保管庫、ここは普段施錠され、窓もないので中をうかがうことができないのですが、そこを開けていただいて、特別拝観の機会を設けてもらうなど、そういうことは可能だと思われまますので、できる限り、お子さんを含めた市民の皆さんの目に触れる機会が多くつくればなというふうには考えております。以上です。

○大河内教育長

よろしいでしょうか。

○星山委員

はい、ありがとうございます。

○大河内教育長

そのほか、委員の皆様からございますか。

御質疑がないようですので、これより表決に入ります。議案第11号につきましては、可決することよろしいでしょうか。

(全員異議なし)

御異議がないものと認め、可決することに決定いたしました。以上で日程第5、議案第11号を終わります。

◎日程第6「その他」

○大河内教育長

続いて、日程第6「その他」を議題といたします。

その他、議事として何かありますか。

○枚山学校教育課長

逗子市いじめ防止基本方針の策定について御報告いたします。

平成25年9月にいじめ防止対策推進法が施行され、国と学校に対していじめ防止基本方針の策定が義務づけられるとともに、地方公共団体に対して地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。本市でも、この間の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえ、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、逗子市いじめ防止基本方針を策定したいと考えています。

まず、7月3日（土曜日）に市民説明会を開催し、方針策定の趣旨と方針案の概要を市民の皆様にご説明いたします。7月19日（月曜日）から8月20日（金曜日）の間、市内各所に方針案を配架し、意見募集を行い、市民の皆様からの御意見を方針案に反映していきたいと考えています。方針案が固まりましたら、8月に予定されている総合教育会議の中で提案させていただきます。8月の定例教育委員会でお諮りしたいと考えております。

以上、よろしく御承知おきいただきますようお願いいたします。

○大河内教育長

それでは、本件について御質疑、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

質疑、御意見がございませんようですので、その他議事として何かありますか。

○枚山学校教育課長

引き続き、市内小・中学校の様子と、夏季休業期間中における学校閉庁日について御報告

いたします。

まず、5月の定例教育委員会以降の学校の様子を報告します。5月27日に全国学力・学習状況調査を実施しました。例年4月に小学校6年生と中学校3年生を対象に行っていますが、昨年度は予定されていた日程が一斉臨時休業中に設定されていたため、中止となりました。2年ぶりの実施になりましたが、どの学校も問題なく終了しています。

小学校では、5月29日（土曜日）に久木小学校で、6月5日（土曜日）に沼間小学校で、それぞれ運動会を開催しました。久木小学校では参加人数を制限し、半日開催としました。天候にも恵まれ、大きな事故、けがもなく、子どもたちも日頃の練習の成果を出し切りました。半日開催としたため、競技数は減りましたが、コンパクトな内容でも充実した運動会になりました。沼間小学校では、前日に雨が降り、開催が心配されましたが、運動会当日は天候が回復し、無事開催することができました。教職員のチームワークで大きなけがや事故もなく、無事終了することができました。

各学校では水泳学習が始まっています。昨年は感染拡大の状況が見えず、プールの授業を中止にしましたが、今年度は文部科学省、スポーツ庁から出されているマニュアルなどを参考に、感染対策をとりながら実施しています。水泳学習への参加を見合わせる家族も若干ありますが、そういった児童への偏見や差別がないよう配慮しつつ、多くの子どもたちは2年ぶりのプールの授業を楽しんでいるようです。

中学校では、5月の後半から教育実習が行われています。生徒と年齢の近い先輩でもある実習生との時間を楽しんでいるようです。実習生も一生懸命にクラスの生徒の名前を覚え、授業中に、休み時間に、生徒たちとの時間を共有しているようです。

各中学校では前期中間試験も行いました。1年生にとっては初めての試験で、緊張もあったようですが、真剣に取り組む様子を見ることができました。平均点を気にする生徒が多いようですが、「他の人と比較するのではなく、各教科の目標に対してどれだけ到達できたか」のいわゆる絶対評価であることを各教科担当及び学級担任より説明しています。

6月から部活動の中学校総合体育大会地区予選が始まりました。3年生にとっては中学校の部活動生活の集大成となる大会になります。昨年度まではなかなか勝つことのできなかった対戦相手に勝利する部活動もあり、その成長ぶりを生徒、保護者とともに喜んでいます。

逗子葉山中学校体育連盟では、逗子市と葉山町がまん延防止等重点措置の対象区域から外れたことをもって、昨日6月28日（月曜日）から逗子市あるいは葉山町で定めている部活動ガイドラインに戻して活動を行っています。密を避け、ソーシャルディスタンスを確保する

などの制限のかかった練習内容になりますが、どの部も熱心に練習に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の心配は尽きませんが、できることをできる範囲で、生徒たちも精いっぱい取り組んでいます。

以上、雑駁ですが、市立小・中学校の様子をお知らせしました。

続いて、夏季休業期間中における学校閉庁日について御報告いたします。

学校における働き方改革の取組の一つとして、今年度も市立小・中学校の夏季休業期間中に学校閉庁日を設定し、実施いたします。期間は8月10日（火曜日）から13日（金曜日）までの4日間です。教職員の健康増進と適正な休暇取得の促進を図り、児童・生徒の適切な休業期間の確保と家庭教育期間の確保推進を目的に実施いたします。

来校、電話等への対応は、原則行いません。緊急時の連絡先は学校教育課とします。

教職員に休暇取得を奨励し、部活動・行事等は行わないこととします。

学校開放事業については、学校の教職員への影響がないことから、通常どおりの運営を行います。

以上、報告を終わります。

○大河内教育長

今、学校教育課長のほうから各学校の近況、それから夏季休業中の学校閉庁日について報告がありました。我々学校訪問で授業を見させていただいたのですけれども、なかなか学校行事についてまで見えてない部分がありますので、今の報告につきまして、何か御質疑、御意見ありましたらお願いします。

○福田委員

5月27日に全国学力・学習状況調査が実施されたということで、たまたま僕、比較的長くこの仕事に関わってきたこともあるのですけれども、逗子の場合はそんなに全国とか神奈川県と比べて悪いということはないので、問題はないかと思うのですけれども、この学状の結果をどうその後の教育に利用していくか、活用していくかということが実は一番大きな問題なのですね。無事終わったということではなくて、これから戻ってくる結果を踏まえて、現状を分析して、そして一人一人の子どもたちあるいは学校全体としての取組をさらに進めていくというようなことを、ぜひ試みていただきたいということがお願いとしてあります。

○枚山学校教育課長

先ほど昨年度は中止になりましたというお話をさせていただきましたが、今年度は実施して、例年より1か月後ろ倒しの実施になっていますので、結果のこちらへの提供について、

微妙ですけれども、10月の末を目途に各学校の結果を各学校で分析してもらい、ホームページに掲載しております。市全体の傾向については、学校教育課の指導主事を中心に分析し、それも同様にホームページのほうに掲載し、委員おっしゃるように次の授業力、学習の改善等に参考になるようにということで例示しておりますので、本年度も同じような形で行いたいと思っております。

○福田委員

今のような形で、まず全体として、傾向を読み解くというのは一つの方法なのですが、全国学力・学習状況調査の利用の仕方として、一人一人の子どもたちについて、細かく丁寧に分析をして、今後を活用していこうというような形になっています。やはり全員参加という意味は、その結果が一人一人に必ずフィードバックされて、一人一人の問題を明らかにしていこうということがこのところの傾向なので、ぜひ個々、個人ですね、分析も進めていただきたいということをお願いしたい。

それから、小学校の結果を中学校に実は引き渡すことができるようになっていきます。ですから、そういった連携を図っていく上でも、ぜひ基礎データとして活用いただきたいということがお願いします。

○大河内教育長

よろしいですか。新学習指導要領についても、「子どもを主語する」という言葉が出ておまして、個別の学習をどういうふうにサポートしていくかということもうたわれておりますので、各所管のほうでも取り組んでいただければと思っております。ありがとうございました。

そのほかございませんか。

○高橋委員

先ほど報告にあった小学校の運動会なのですが、沼間小学校に私、保護者として行ってまいりまして、午前中を使って、6学年を半分・半分に分けてという形で行っているのを見てきました。通常の半分ですし、保護者の参加人数も絞った形になっていましたが、子どもたちは本当に楽しそうに運動会を行っていたことと、あと、それから残りの半分の児童は教室で、リモートで見ていたと思うのですが、「頑張れ」とかと応援する声も外に漏れ聞こえたりとかして、形は違うのですが、そういった形で、学校全体で行っているという様子が非常によく感じ取れました。また、先生方も動線を一方通行にしたりとか、いろいろな形で工夫し取り組んでいられたということも、現場にいてすごくよく分かりまし

た。通常、また本当は小さい子、低学年の子も大きい子の姿を見たりとかというところが非常に大切なことなのかなと思うのですが、こういった形ですが、みんなが全体として楽しんでいるということについて、子どもたちの順応性というか、可能性というのは非常にすごい、大したものだなと、その辺に感銘を受けて帰ってきました。以上です。

○大河内教育長

担当所管からも、この1年間の流れの中で、昨年度は未知のウイルスでしたので、「全てやめる」という考えではなく、「どうしたらできるか」という、そういう部分を所管のほうからも学校のほうに戻しましたので、先生方もやめるというようなことよりは、「子どもの衛生管理の一つ」なのだということにシフトチェンジしてきていると思います。また、学校もきちとした衛生観念でやっていればできるというようなところで、校舎から「頑張れ」という声が聞こえたというのは、私も耳にしましたので、新たな価値観の運動会だったのではと思いました。本当に先生方、または保護者及び携わっている人たちの御苦勞に感謝申し上げます。

そのほかございませんか。よろしいですか。

それでは、質疑応答終わりましたので、その他、議事として何かございますでしょうか。

○石井市民協働部次長

オリンピック・パラリンピックの逗子市の状況について、開会式まで1月を切りまして、大分状況が確定してまいりましたので、御報告をいたします。配付しました一枚ものの簡単な資料を中心に御説明をいたします。一番最後についているかと思えます。

まず最初に、ホストタウンとしてスペインのセーリングチームの事前キャンプを以前から行ってまいりました。こちらについてです。次の日曜日、7月4日から14日までの間、34名の選手の皆さんがリビエラ逗子マリーナに滞在されます。本来であれば、もう少し早い入国だったのですがけれども、国のほうでなかなか入国許可がおりない、それから江の島海上での練習が不可能だということもあって、突然の入国ということになりました。この14日以降は、大磯に設けられる選手村に滞在されて、そのまま競技に出場されて帰国されるという予定になっております。この逗子の滞在期間中も、一般の人との接触、昨日・今日のニュースでは成田空港での専用レーンということもありましたけれども、空港に入ってから、それから宿泊地に来るまで、完全に隔離をされて移動されるということなので、当然交流というものもできないということになりました。ですので、今年度はもうこのまま、競技だけをしてお帰りになるという予定でございます。

2点目にコミュニティライブサイトです。これはいわゆる自治体が主催をするパブリックビューイングになります。スペインセーリングチームあるいは逗子沖で競技がされるということで、テレビ中継のないセーリング競技を少しでも市民の方に知っていただくということで、市役所と、それから海外の方が船から競技を見られるために、リビエラ逗子マリーナにお寄りになるということで、リビエラ逗子マリーナと2つの会場で実施を予定しておったのですが、このコロナの状況を鑑みまして、いずれも中止とすることといたしました。

3点目に、パラリンピックのイベント関係です。1つ目、横溝さやか作品展、こちらは文化プラザホールで行うのですけれども、2007年に教育委員会が主催をしました逗子市の手づくり絵本コンクール、これで最優秀賞を取られた方が、その最優秀賞の受賞をきっかけに絵画、絵の創作活動に本格的に取り組まれて、ほぼ15年ぐらいになるのですけれども、その方の作品を展示して、多様性の理解につなげたいというところでございます。まずはちょっとお手元にあるかどうかなんですけど、神奈川県7月号の県のたよりに大きくこの横溝さやかさんの作品が出ていますので、ぜひ御覧いただけたらと思います。こういう感じの絵が何点か、文化プラザホールで見ただけということなんです。

それから、パラリンピック関係でもう一つ。聖火フェスティバル、パラリンピックも聖火というのがあるのですが、こちらについてはアテネから持ってくるのではなくて、各都道府県で集めた火を東京に集めるという趣旨で、神奈川県の場合は33市町村がそれぞれ採火式をやって、赤レンガ倉庫のフェスティバルに持っていくという形をとります。逗子市としましては、逗子海岸で毎年ナイトウェーブの時期などにやられているビーチキャンドル、このイベントを併せてやっていただいて、その火を横浜に持っていこうという企画でございます。実施に当たりますと、逗子葉山青年会議所を中心とした実行委員の方、それから市民のボランティア、それからこの三浦半島の高校生のインターンの方などの協力を得て実施をする予定でございます。

4つ目、オリンピックの観戦チケットについてでございます。まず最初に、学校連携チケット、これは中学生のお子さんを中心に、県内で行われる予定の野球、ソフトボール、サッカーを見ていただくという企画でしたが、各学校の学校行事として行うということで、各校の意向を確認した上、こちらについては中止、キャンセルということになりました。

2点目、オリンピックのチケットですけれども、ホストタウンとして何枚か確保している部分がございますので、市長、教育長、市議会議員、教育委員の皆さんの視察用として確保していますので、ぜひ御出席をいただければというふうに考えてございます。

それから、パラリンピックについてですが、こちらについてはボッチャという体育館でやるカーリングのような競技なんですけど、このパラ競技について、スポーツ推進委員の皆さんがここ数年、非常に熱心に競技の普及活動に努めてくださっていますので、皆さんにぜひ本物を現場で見させていただいて、その後の活用、研修にというふうに考えてございます。ボッチャについては、パラリンピックの会場で使われた床材、実際体育館の床に敷いているものを逗子市が大会終了後に頂けることになっておりますので、そういったものも併せて活用をと、パラリンピックのレガシーとして考えてございます。

最後に、学校給食との連携についてなんですけど、中学校給食、今年はパエリアになりますけど、スペイン料理を出していただき、中学生の皆さんにもホストタウンであることをアピールしたいというふうに考えてございます。以上です。

○大河内教育長

ありがとうございました。本件について御質疑、御意見はございませんか。

○福田委員

非常に残念なことなのですが、交流ができないということで。ただ、せっかく縁があったわけですから、何かつながりというのを今後に活かしていけないかというのがちょっと質問です。さっきパラリンピックのレガシーという話をして、オリンピックに関しても逗子がせっかく提携をしようという形までできたので、何かそういうつながりというのをですね、今後に生かせないのかというのをちょっと今思っているのですけれども、どうでしょうか。

○石井市民協働部次長

実は昨年の秋にスポーツの祭典、スポーツイベントをやったときに、初めてオンライン会議、最近Zoomは割と普通になっていますけれども、Zoomで現地とつないで、交流といますか、向こうの皆さんもスペインの各地とつないで、市長とお話をさせていただいたということがございますので、このコロナのせいというか、コロナを理由として、オンラインで何か皆さんと話をするというのが割と気軽にできるようになりましたので、そういった意味では今後、本国に戻られた後にオンラインで交流するという事は可能なのかなというふうには考えております。

○福田委員

ぜひそういう方法も考えていただきたいと思います。

○大河内教育長

では、私のほうから。国のバルーン方式ということで、外部と遮断してやるという方向で

きていますが、選手らも外部との接触を禁じられているということなので、心配ないと思うのですけれども、輸送の際とか、またはホストタウンで市担当者が実際に携わるというケースもあるのでしょうか。

○石井市民協働部次長

まず、空港から宿泊地までは専用のバスで移動しますし、途中、どこかに立ち寄る、トイレの休憩なども一切しないこととなります。それから、宿泊地から練習地、江の島までの往復も、それも専用車両ですので、一切、例えばタクシーを使ったり公共交通機関を使ったりということはありませんので、そういった意味での接触はありません。事前にワクチン接種2回と、それからPCR検査を受けて、さらに空港でも受け、それで陰性を確認して逗子に入ってくるという形です。滞在期間中も毎日PCR検査を実施します。そこが御質問のところだと思うのですが、そのPCR検査を毎日実施するに当たっては、当然正確でなければなりませんので、我々市の職員がそこで立ち会う形になりますので、そこで市の職員との接触というのが一部発生しますので、我々職員もPCR検査を毎日受け、かつワクチン接種も1回しかできないのですけれども、受けた上で対応するという事になっております。

○大河内教育長

丁寧な説明、ありがとうございました。本件について御質疑、御意見ございますか。よろしいですか。

ないようですので、その他、議事として何かございませんか。

○阿万野市民協働部参事

屋外水泳プールにつきまして御説明させていただきたいと思っております。

初めに、第一運動公園プールにつきまして御説明いたします。本年度の第一運動公園プールにつきましては、併設する体験学習施設スマイルが新型コロナウイルスワクチン接種会場となっておりますので、第一運動公園駐車場の混雑が見込まれるということから、一般開放をしないことを決定いたしました。第一運動公園プールは、多い日で市内外から1,900人程度が来場されるということがありますので、利用制限を設けずにはワクチン接種、被接種者の駐車場の確保が難しいということから、休場の判断をさせていただきました。

しかしながら、子どもたちの健康、体力づくりのために、市内在住の小・中学生を対象として、8月1日から8月31日までの期間限定いたしまして、無料開放することといたします。感染症対策を講じるために、昨年度と同様に市内小・中学校8校を2つのグループに分けて、利用日を午前の部、午後の部と指定した入替え制とさせていただきます。小・中学生

には学校を通じて利用券を配付させていただくことになります。

また、次に小坪飯島公園プールにつきましては、こちらは予定どおり7月21日から8月31日まで一般開放いたします。こちらのプールにつきましても、午前の部、午後の部と入替え制をさせていただきます。小・中学生には無料で利用できる、こちらも利用カードというものを学校を通じて配付させていただくことにいたしました。なお、私学に通学されている児童・生徒の皆さんには、文化スポーツ課にて配付することにいたします。

以上となります。よろしくお願いいたします。

○大河内教育長

昨年度、学校のプールが使えない状態での市民プールの開放でしたけれども、今年度はある程度学校のプールも使える中で開放、また海の家開きもあるというようなことですので、それを踏まえて何か御質問、御意見ございますか。よろしいですか。

○若林委員

プールのこととちょっと離れてしまうのですがけれども、昨日千葉のほうで痛ましい事故がありまして、下校中の小学生が亡くなられたということで、逗子の中にも通学路たくさんあると思うのですがけれども、道路状態とか、ガードレールとか、そういった意味で通学路の見直しというか、安全確認をぜひお願いしたいなと思いました。

○内田学校教育課担当課長

例年通学路の安全点検につきましては、7月の夏休み前までに各小学校のPTAのほう、校外委員さんのほうから、ここの点検をお願いしますという形で、要望書という形で提出をいただいております、夏に市の道路の所管課、それから施設のほうの所管、それから県の道路の所管課と、あと警察と消防と防犯の視点からも要望が出てきますので、集まって、それぞれの要望書に回答する形で、行動宣言という形で実際に見に行ったりして、現場を確認をして、改善策を考えていくというような方法をとっております。

○若林委員

ありがとうございます。

○大河内教育長

それでは、その他、議事として何かありますか。

○村上保育課長

保育課から、4月1日の待機児童について御報告を申し上げます。

本年度4月1日付けの待機児童は5名です。待機児童に当てはまるのは、複数園を希望し

ている。それから求職中の方は含めない。育児休業中の方も含めない。それから、幼稚園やほかの認可外保育園に在園している方も含めないという方で5名です。その他、それに当てはまらない保留児童が26名、全部で31名の方が保育園に入れなくて待っていらっしゃるという形になっております。

ちなみに、昨年度の待機児童は22名でしたので、今年はかなり少なくなっております。申請者自体が昨年度に比べますと30名ほどですかね、少ないというところで、やはりコロナの影響があって、育児休業を延ばされた方とか、申込みを控えた方はいらっしゃるのではないかなというふうには思っておりますので、また来年は揺り戻しが来るのではないかなというふうに考えております。以上です。

○大河内教育長

今の件で。

○若林委員

出生数というのですか、母子手帳の更新だとか、そういった形の数も少し減っているとか、ありますか。

○村上保育課長

よくニュースとかで、コロナで出生数が減っているということで報道されていますけれども、逗子におきましてもやはり昨年度よりは減ってはおりますが、それほど大幅に減っているという感じではないようです。

○大河内教育長

よろしいですか。それでは、その他議事として何かございますか。

○佐藤教育部次長

本日予定している案件は以上となります。

○大河内教育長

それでは、委員の皆様方から、その他議事として何かありますでしょうか。よろしいですか。

ないようですので、以上でその他について終わります。

次回の定例会につきましては、7月27日（火曜日）午後2時30分からを予定しておりますが、決定については改めて委員各位に御連絡を申し上げます。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして教育委員会6月定例会を終了いたします。ありがとうございました。